

中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

令和 2年 3月13日 経済産業省告示第50号

施行：令和 2年 3月13日

改正：なし

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

番 号	業 種	指 定 期 間
-----	-----	---------

一	素材生産業	令和二年三月十三日から令和二年三月三十一日まで
二	製薪炭業（製造加工設備を有するものに限る。）	
三	素材生産サービス業	
四	その他の林業サービス業（製造加工設備を有する薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業に限る。）	
五	一般土木建築工事業	
六	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
七	木造建築工事業	
八	建築リフォーム工事業	
九	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
十	土工・コンクリート工事業	
十一	石工工事業	
十二	左官工事業	
十三	建築金物工事業	
十四	床工事業	
十五	内装工事業	
十六	金属製建具工事業	
十七	木製建具工事業	
十八	一般電気工事業	
十九	電気配線工事業	
二十	一般管工事業	
二十一	冷暖房設備工事業	
二十二	給排水・衛生設備工事業	
二十三	その他の管工事業	
二十四	部分肉・冷凍肉製造業	
二十五	肉加工品製造業	
二十六	処理牛乳・乳飲料製造業	
二十七	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）	
二十八	水産缶詰・瓶詰製造業	
二十九	海藻加工業	

三十	水産練製品製造業
三十一	塩干・塩蔵品製造業
三十二	冷凍水産物製造業
三十三	冷凍水産食品製造業
三十四	その他の水産食料品製造業
三十五	その他の精穀・製粉業
三十六	パン製造業
三十七	生菓子製造業
三十八	その他のパン・菓子製造業
三十九	豆腐・油揚製造業
四十	他に分類されない食料品製造業
四十一	製氷業
四十二	綿紡績業
四十三	毛紡績業
四十四	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
四十五	かさ高加工糸製造業
四十六	綿・スフ織物業
四十七	絹・人絹織物業
四十八	その他の織物業
四十九	綿・スフ・麻織物機械染色業
五十	絹・人絹織物機械染色業
五十一	織物整理業
五十二	網地製造業（漁網を除く）
五十三	レース製造業
五十四	組ひも製造業
五十五	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
五十六	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
五十七	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
五十八	織物製事務用・作業用・衛生

	用・スポーツ用衣服・校服 製造業（不織布製及びレース 製を含む）
五十九	ニット製外衣製造業（アウタ ーシャツ類、セーター類など を除く）
六十	ニット製アウターシャツ類製 造業
六十一	セーター類製造業
六十二	その他の外衣・シャツ製造業
六十三	織物製下着製造業
六十四	スカーフ・マフラー・ハンカ チーフ製造業
六十五	靴下製造業
六十六	手袋製造業
六十七	帽子製造業（帽体を含む）
六十八	寝具製造業
六十九	じゅうたん・その他の繊維製 床敷物製造業
七十	刺しゅう業
七十一	他に分類されない繊維製品製 造業
七十二	一般製材業
七十三	単板（ベニヤ）製造業
七十四	木材チップ製造業
七十五	造作材製造業（建具を除く）
七十六	合板製造業
七十七	集成材製造業
七十八	建築用木製組立材料製造業
七十九	銘木製造業
八十	床板製造業
八十一	木箱製造業
八十二	コルク加工基礎資材・コルク 製品製造業
八十三	木製家具製造業（漆塗りを除 く）
八十四	金属製家具製造業

八十五	マットレス・組スプリング製造業
八十六	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
八十七	他に分類されない家具・装備品製造業
八十八	パルプ製造業
八十九	洋紙製造業
九十	板紙製造業
九十一	重包装紙袋製造業
九十二	角底紙袋製造業
九十三	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
九十四	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
九十五	合成ゴム製造業
九十六	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）
九十七	塗料製造業
九十八	ろうそく製造業
九十九	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）
百	頭髪用化粧品製造業
百一	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百二	ゼラチン・接着剤製造業
百三	工業用革製品製造業（手袋を除く）
百四	その他のなめし革製品製造業
百五	板ガラス加工業
百六	粘土かわら製造業
百七	その他の建設用粘土製品製造業
百八	陶磁器用はい（坏）土製造業
百九	耐火れんが製造業

百十	不定形耐火物製造業
百十一	その他の耐火物製造業
百十二	石こう（膏）製品製造業
百十三	鋳型製造業（中子を含む）
百十四	他に分類されない窯業・土石製品製造業
百十五	製鋼・製鋼圧延業
百十六	鋼管製造業
百十七	磨棒鋼製造業
百十八	伸線業
百十九	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）
百二十	可鍛鋳鉄製造業
百二十一	鋳鋼製造業
百二十二	鍛工品製造業
百二十三	鍛鋼製造業
百二十四	鉄スクラップ加工処理業
百二十五	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）
百二十六	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
百二十七	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
百二十八	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
百二十九	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）
百三十	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
百三十一	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
百三十二	非鉄金属鍛造品製造業
百三十三	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
百三十四	洋食器製造業

百三十五	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）
百三十六	その他の金物類製造業
百三十七	ガス機器・石油機器製造業
百三十八	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）
百三十九	金属製サッシ・ドア製造業
百四十	製缶板金業
百四十一	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
百四十二	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
百四十三	粉末や金製品製造業
百四十四	金属彫刻業
百四十五	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
百四十六	金属熱処理業
百四十七	その他の金属線製品製造業
百四十八	金庫製造業
百四十九	金属製スプリング製造業
百五十	他に分類されない金属製品製造業
百五十一	工業窯炉製造業
百五十二	弁・同附属品製造業
百五十三	印刷・製本・紙工機械製造業
百五十四	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
百五十五	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
百五十六	娯楽用機械製造業
百五十七	体積計製造業
百五十八	はかり製造業
百五十九	圧力計・流量計・液面計等製造業
百六十	精密測定器製造業

百六十一	医療用機械器具製造業
百六十二	歯科用機械器具製造業
百六十三	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）
百六十四	歯科材料製造業
百六十五	集積回路製造業
百六十六	液晶パネル・フラットパネル製造業
百六十七	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
百六十八	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
百六十九	電子回路基板製造業
百七十	電子回路実装基板製造業
百七十一	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
百七十二	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
百七十三	X線装置製造業
百七十四	無線通信機械器具製造業
百七十五	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
百七十六	ビデオ機器製造業
百七十七	電気音響機械器具製造業
百七十八	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
百七十九	パーソナルコンピュータ製造業
百八十	表示装置製造業
百八十一	その他の附属装置製造業
百八十二	船舶製造・修理業
百八十三	船体ブロック製造業
百八十四	舟艇製造・修理業
百八十五	船用機関製造業
百八十六	自転車・同部分品製造業
百八十七	貴金属・宝石製装身具（ジュ

	エリー) 製品製造業	
百八十八	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
百八十九	その他の貴金属製品製造業	
百九十	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
百九十一	ボタン製造業	
百九十二	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
百九十三	ピアノ製造業	
百九十四	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	
百九十五	人形製造業	
百九十六	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
百九十七	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
百九十八	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	
百九十九	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	
二百	レコード制作業	
二百一	普通鉄道業	
二百二	軌道業	
二百三	特定旅客自動車運送業	
二百四	他に分類されない道路旅客運送業	
二百五	外航旅客海運業	
二百六	外航貨物海運業	
二百七	沿海旅客海運業	
二百八	沿海貨物海運業	
二百九	港湾旅客海運業	
二百十	河川水運業	
二百十一	湖沼水運業	
二百十二	内航船舶貸渡業	
二百十三	航空運送業	

二百十四	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
二百十五	港湾運送業
二百十六	組立こん包業
二百十七	繊維原料卸売業
二百十八	糸卸売業
二百十九	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
二百二十	男子服卸売業
二百二十一	婦人・子供服卸売業
二百二十二	その他の衣服卸売業
二百二十三	寝具類卸売業
二百二十四	米麦卸売業
二百二十五	野菜卸売業
二百二十六	食肉卸売業
二百二十七	生鮮魚介卸売業
二百二十八	その他の食料・飲料卸売業
二百二十九	木材・竹材卸売業
二百三十	塗料卸売業
二百三十一	鉄鋼一次製品卸売業
二百三十二	鉄スクラップ卸売業
二百三十三	非鉄金属スクラップ卸売業
二百三十四	古紙卸売業
二百三十五	その他の産業機械器具卸売業
二百三十六	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
二百三十七	家具・建具卸売業
二百三十八	荒物卸売業
二百三十九	医療用品卸売業
二百四十	化粧品卸売業
二百四十一	紙卸売業
二百四十二	スポーツ用品卸売業
二百四十三	娯楽用品・がん具卸売業
二百四十四	ジュエリー製品卸売業
二百四十五	寝具小売業
二百四十六	男子服小売業
二百四十七	婦人服小売業

二百四十八	子供服小売業
二百四十九	靴小売業
二百五十	履物小売業（靴を除く）
二百五十一	洋品雑貨・小間物小売業
二百五十二	他に分類されない織物・衣服 ・身の回り品小売業
二百五十三	食肉小売業（卵、鳥肉を除く ）
二百五十四	卵・鳥肉小売業
二百五十五	菓子小売業（製造小売）
二百五十六	パン小売業（製造小売）
二百五十七	牛乳小売業
二百五十八	豆腐・かまぼこ等加工食品小 売業
二百五十九	自動車（新車）小売業
二百六十	中古自動車小売業
二百六十一	二輪自動車小売業（原動機付 自転車を含む）
二百六十二	自転車小売業
二百六十三	その他の機械器具小売業
二百六十四	荒物小売業
二百六十五	他に分類されないじゅう器小 売業
二百六十六	化粧品小売業
二百六十七	ガソリンスタンド
二百六十八	燃料小売業（ガソリンスタン ドを除く）
二百六十九	スポーツ用品小売業
二百七十	がん具・娯楽用品小売業
二百七十一	楽器小売業
二百七十二	花・植木小売業
二百七十三	ジュエリー製品小売業
二百七十四	産業用機械器具賃貸業（建設 機械器具を除く）
二百七十五	自動車賃貸業
二百七十六	スポーツ・娯楽用品賃貸業

二百七十七	映画・演劇用品賃貸業
二百七十八	貸衣しょう業（映画・演劇用のものを除く）
二百七十九	他に分類されない物品賃貸業
二百八十	建築設計業
二百八十一	普通洗濯業
二百八十二	洗濯物取次業
二百八十三	リネンサプライ業
二百八十四	理容業
二百八十五	美容業
二百八十六	一般公衆浴場業
二百八十七	その他の公衆浴場業
二百八十八	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
二百八十九	葬儀業
二百九十	結婚式場業
二百九十一	食品賃加工業
二百九十二	映画館
二百九十三	ゴルフ場
二百九十四	音楽教授業
二百九十五	外国語会話教授業
二百九十六	し尿収集運搬業
二百九十七	し尿処分業
二百九十八	浄化槽清掃業
二百九十九	浄化槽保守点検業
三百	ごみ収集運搬業
三百一	ごみ処分業
三百二	産業廃棄物収集運搬業
三百三	産業廃棄物処分業
三百四	特別管理産業廃棄物収集運搬業
三百五	特別管理産業廃棄物処分業
三百六	自動車一般整備業
三百七	その他の自動車整備業
三百八	家具修理業
三百九	かじ業

三百十	他に分類されない修理業
三百十一	ビルメンテナンス業
三百十二	その他の建物サービス業
三百十三	警備業
三百十四	ディスプレイ業
三百十五	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）
三百十六	集会場

備考

1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。

三 適正化法第二条第一項第四号（マージャンクラブを除く。）及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第二条第五項に規定する営業を除く。

2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。
